

# 条例改正

平成28年7月1日施行

## 兵庫県迷惑防止条例の改正がされました。

**規制拡大** ひわいな行為の禁止  
**盗撮・カメラ等の設置**

**新規制** 嫌がらせ行為の禁止  
**つきまとい等**

これに違反した場合は、  
**6ヶ月以下の懲役**  
**50万円以下の罰金**  
となります。(常習者に対する罰則もあり)



### ひわいな行為の禁止

- 公共の場所、乗物におけるちかん・盗撮、盗撮目的のカメラ等撮影機器の設置
- 学校の教室、事務所、タクシー内等における盗撮、盗撮目的のカメラ等撮影機器の設置
- 浴場、更衣室、便所等における盗撮、盗撮目的のカメラ等撮影機器の設置

※盗撮…人の通常衣服で隠されている身体又は下着を写真機等を用いて撮影すること

### 嫌がらせ行為の禁止

- 正当な理由なく、執よう又は反復してする次の行為を禁止
- つきまとい、待ち伏せ、見張り等の行為
  - 行動を監視していると告げる行為
  - 面会要求等の行為
  - 著しい粗野又は乱暴な言動
  - 無言電話、拒絶された後の電話・ファックス・メール・LINE等
  - 汚物、動物死体等の送付
  - 名誉を侵害する行為
  - 性的羞恥心を侵害する行為

常習者として違反した場合は、1年以下の懲役、100万円以下の罰金となります。